

実務経歴証明書

①令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事
岐阜県指定登録機関
公益社団法人岐阜県建築士会 様

②

証明者

株式会社〇〇 代表取締役社長
登録 太郎

③

建築士事務所登録番号

—

二級・木造は登録都道府県名等

建築士登録番号 一級・二級・木造 ()

—

④

住所・所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

⑤

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

担当

株式会社〇〇 〇〇部〇〇課 免許一郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

⑥

免許申請者との関係

申請者が所属する

法人の代表者

下記の者が申請した 二級 木造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

⑦ 1. 免許申請者氏名 岐阜 太郎

⑧ 2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 2 年 0 月

⑨

建築実務の内容：

- ・建築審査業務において、確認申請書、その他必要図書の構造審査の補助を担当した。
(〇件)

⑩

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

実務経歴証明書 記入要領（建築士事務所以外の法人の場合）

※ ①～⑩の項目を確認後、□にチェックを入れてください。

※ 記入例を参考にして、黒または青色の万年筆またはボールペン（インクが消せるものは使用不可）を使用し、楷書で丁寧に記入してください。（パソコンを使用する場合は黒字で入力してください。）

注意：実務経歴証明書については、審査にあたり、その筆跡等から（※）、必要に応じて証明者（または担当者）に電話等で確認します。その際、証明者の承諾を得ずに提出したことが判明した場合は、本証明書は無効とするとともに、指定登録機関として所要の措置を講じます。

※実務経歴証明書の作成は、PCを活用して入力・出力したのもでも、手書きによって記入したのもでも構いません。また、証明者が作成したのもでも、申請者が作成し、証明者の確認・承諾を得たのもでも構いません。

□チェック欄

□① 証明年月日

証明を行った年月日を和暦で記入してください。

□② 証明者

建築士事務所以外の法人の場合、法人名・役職名を記入し、法人の代表者（代表権を持つ役員（取締役、理事長等））の氏名を記入してください。

一般的に株式会社の場合には、法人の代表者とは社長や副社長のような代表権を持つ役員に限定されます。このため、建設業法上の営業所として請負契約の権限がある支店長等や、会社法上の支配人として登記されている支店長等であっても証明者とは認められません。支店長等を証明者とされた場合、再提出をお願いすることになります。

なお、〇〇建設一級建築士事務所、〇〇ハウス一級建築士事務所といった、ゼネコンやハウスメーカーの設計部門に所属されている方は、代表者による証明は認められないため、本記入例ではなく、建築士事務所の場合の記入例に基づき作成してください。

□③ 建築士事務所登録番号及び建築士登録番号

建築士事務所登録番号及び建築士登録番号の記入は不要です。記入漏れとの区別のため、「-（ダッシュ）」を記入してください。

□④ 住所・所在地

「② 証明者」が所属する法人の住所・所在地を都道府県から番地まで正確に、ビル名等がある場合はその名称も記入してください。

□⑤ 電話番号

「② 証明者」が所属する法人で免許申請者と証明者との関係を把握している部署（人事部・直属の部署等）の電話番号を市外局番から記入してください。

審査の段階で、実務経歴証明書の内容等について、お問合せすることがありますので、担当者氏名（フルネーム）、部署名、日中連絡可能な電話番号もあわせて記入してください。

□⑥ 免許申請者との関係

免許申請者と「② 証明者」との関係を記入してください。

□⑦ 免許申請者氏名

免許申請者の氏名を正確に記入してください。

□⑧ 建築実務経験期間の合計

実務経歴書の「建築実務経験期間の合計」欄に記入された期間が、事実と相違ないことを確認したうえで、期間の合計を記入してください。

□⑨ 建築実務の内容

実務経歴書の「実務経験の対象となる業務の内容」欄に記入された内容が、事実と相違ないことを確認し、対象建築物（構造・用途・規模）、実施した業務内容について実務経歴書の記載毎に内容を簡潔に記入して

ください。

実務の内容が複数ある場合は、全て記入してください。(書ききれない場合は書式をコピーし、記入のうえ、添付してください)

□⑩ 備考

備考1について、勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先毎に実務経歴証明書を作成してください。
備考2について、「使用者その他これに準ずる者」とは、以下の(1)～(2)のいずれかになります。

- (1) 申請者が所属する法人の「代表者」
- (2) 申請者が所属する法人の「代表権を持つ役員」

備考3について、虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。